

税務課からのお知らせ

消費税法改正等について

消費税率の引き上げ

区分／適用開始日	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)
消費税率	4%	6.30%	7.80%
地方消費税率	1%	1.70%	2.20%
合計	5%	8%	10%

*消費税率及び地方消費税率について、つぎのとおり２段階で引き上げることとされました。

消費税法等の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日から「消費税及び地方消費税」の税率が 5 % から 8 % に引き上げられることとされました。

国税庁においては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）のトピックス欄に「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページを設け、改正内容等の広報・周知を行っていますので、ご覧ください。

なお、消費税法等の主な改正内容を記載した「消費税法改正等のお知らせ」（リーフレット）についても、各税務署の窓口へ備え付けております。

消費税法改正等に関して、お分かりになりにくい点や詳しくお知りになりたいことがありましたら、阿蘇税務署（改正消費税相談コーナー）にお尋ねください。

■お問い合わせ先 阿蘇税務署 TEL 0967 (22) 0551

町県民税の均等割引き上げについて

東日本大震災の復興財源を確保するため、臨時特例法に基づき、平成 26 年～ 35 年までの間、町県民税の均等割額がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられます。

	現 行 (平成 25 年度まで)	改 正 (平成 26 年度から)
町 民 税	3,000 円	3,500 円
県 民 税	1,500 円	2,000 円

※県民税には水とみどりの森づくり税 500 円が含まれています。

皆様の命と財産を守る施策の重要な財源となりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

■お問い合わせ先 税務課 税務係 TEL (62) 1111 (内線 165・166)

平成 26 年度（平成 25 年分所得）申告受付会場

曜 日	月	火	水	木	金
日にち	2 月 17 日	2 月 18 日	2 月 19 日	2 月 20 日	2 月 21 日
会 場	高森総合センター				
受付時間 9～11 時	河原 1・2	中・矢津田・ 尾下 2	下町 (1～8 組)	旭通 (1～8 組)	上町・昭和 (1～8 組)
受付時間 13～15 時	横町	天神	下町 (9～23 組)	旭通 (9～24 組)	昭和 (9～31 組)
日にち	2 月 24 日	2 月 25 日	2 月 26 日	2 月 27 日	2 月 28 日
会 場	高森総合センター			朋 遊 館	
	税 理 士				
受付時間 9～11 時	冬野・津留	森・村山	相談日	尾下 1・2	野尻 1・2
受付時間 13～15 時	上在	相談日	全地区 消費税対象者	津留 1・2	河原 1・2、 尾下 2
日にち	3 月 3 日	3 月 4 日	3 月 5 日	3 月 6 日	3 月 7 日
会 場	草部総合センター			高森総合センター	
受付時間 9～11 時	草部（社倉以外）	芹口・下切	永野原	野尻草部地区 消費税対象者	相談日
受付時間 13～15 時	草部（社倉）	中・矢津田 相談日	菅山	高森色見地区 消費税対象者	
日にち	3 月 10 日	3 月 11 日	3 月 12 日	3 月 13 日	3 月 14 日
会場	高森総合センター				
受付時間 9～11 時	山鳥	井上	小倉原	中原・前原	相談日
受付時間 13～15 時	戸狩	中園	西丁	洗川・大村	税務署送付 準備
日にち	3 月 17 日	申告に必要なもの ・ 印鑑 ・ 源泉徴収票 ・ （農業・営業・不動産収入がある場合）出荷、販売証明書 ・ 生命保険、地震保険、介護保険料、国民年金等の支払証明書			
会 場	高森総合センター				
受付時間 9～11 時	相談日				
受付時間 13～15 時	税務署送付 準備				